

申請者:石川 業

論文題目 わが国株式会社会計制度における資本概念
—歴史的研究による解明と会計処理による明確化—

審査員 万代勝信
新田忠誓
佐々木隆志

本論文の目的は、わが国商法会計制度における資本概念を、母法であるドイツ商法にまで遡って歴史的に解明すること、およびそこで明らかにされた資本概念と会計上の資本概念との会計処理上の違いを明らかにすることである。

本論文の評価すべき点は、つぎのとおりである。

まず、第一に、大陸系商法の流れを受け継ぐわが国の商法会計制度における資本概念を、そのルーツである1839年ヴュテンベルク商法草案まで遡り、そこから現行の商法まで丹念に跡づけている点である。それによれば、商法上の資本概念は、「払い込まれるべき額」ないし「維持されるべき額」を意味するのに対して、会計上の通説的な資本概念は、「払い込まれた額」を意味する。

第二は、会計上の通説的な資本概念と商法上の資本概念との違いを明らかにし、同じ取引においても会計処理が異なり得ることを明らかにした点である。具体的には、現物出資に際して、株式の発行価格を対象物の時価より低く設定した場合がそれである。

第三は、わが国商法はドイツ商法を母法にしているが、昭和23年の分割払込制度の廃止および全額払込制度の採用により、ドイツと比べて独特な解釈論(会計上の通説的な資本概念)を導くことになったことを明らかにした点である。

しかし、本論文にも指摘すべき点はある。

それは、本論文で商法上の資本概念が「払い込まれるべき額」を意味することは明らかにされたが、それが会計学ないし会計理論に対してどのような意味を持つかが必ずしも明らかにされていない点である。もちろん、この点は、今後の筆者の努力により、解決可能であろう。

よって、審査員一同は、所定の試験結果をあわせ考慮して、本論文の筆者が一橋大学学位規則第5条第1項の規定により一橋大学博士(商学)の学位を受けるに値するものと判断する。